

令和6年分 税の申告について No.1

令和6年分の所得税、復興特別所得税、町県民税の申告期間は、令和7年2月17日から3月17日までです。

税の申告は、所得税の納付や還付をはじめ、町県民税の算定等の基礎資料となりますので、申告が必要となる方は期間中に必ず行ってください。

なお、申告会場や受付時間等の詳細については、令和7年1月20日発行の広報だいいお知らせ版にてお知らせします。

申告が必要な方は

次に該当する方は申告が必要です。※令和6年分（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

給与収入がある方のうち	複数の給与収入がある方
	給与以外の収入がある方
	年の途中で退職した方
	年末調整を受けていない方
公的年金収入がある方のうち	公的年金以外の収入がある方
事業、不動産収入がある方	農業、営業、不動産等の収入がある方
その他の収入がある方	土地建物の売買、保険の解約、報酬等の収入がある方
所得控除を受ける方	扶養控除、医療費控除、寄附金控除等を受ける方
収入がなかった方のうち	誰の扶養にも入っていない方

給与所得者で年末調整が済んでいる方のうち、年金収入や副業収入などがある方は申告して再計算を行う必要があります。申告が必要な方で申告手続きがお済みでない方が増えておりますのでご注意ください。

必要な書類の事前準備を

「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」は、必ず事前に作成してください。

事業収入（農業、営業等）がある方	令和6年分収支内訳書（農業、一般）
不動産収入がある方	令和6年分収支内訳書（不動産）
医療費控除を受けようとする方	令和6年分医療費控除の明細書

領収書等を確認したうえで所定の様式で作成してください。様式は国税庁のホームページよりダウンロードが可能です。

○令和7年1月上旬より下記の施設でも申告関係書類を取得できます。

施設名	配置場所	配置期間	取得可能書類
文化福祉会館 まいん	まいん内、中央廊下	1月上旬～1月31日	・収支内訳書 ・医療費控除の明細書
中央公民館	中央公民館（ロビー）	1月上旬～3月17日	
各コミュニティセンター	各コミュニティセンターで異なるため職員にお声掛けください。		
役場税務課	税務課カウンター		申告に関する一通りの書類

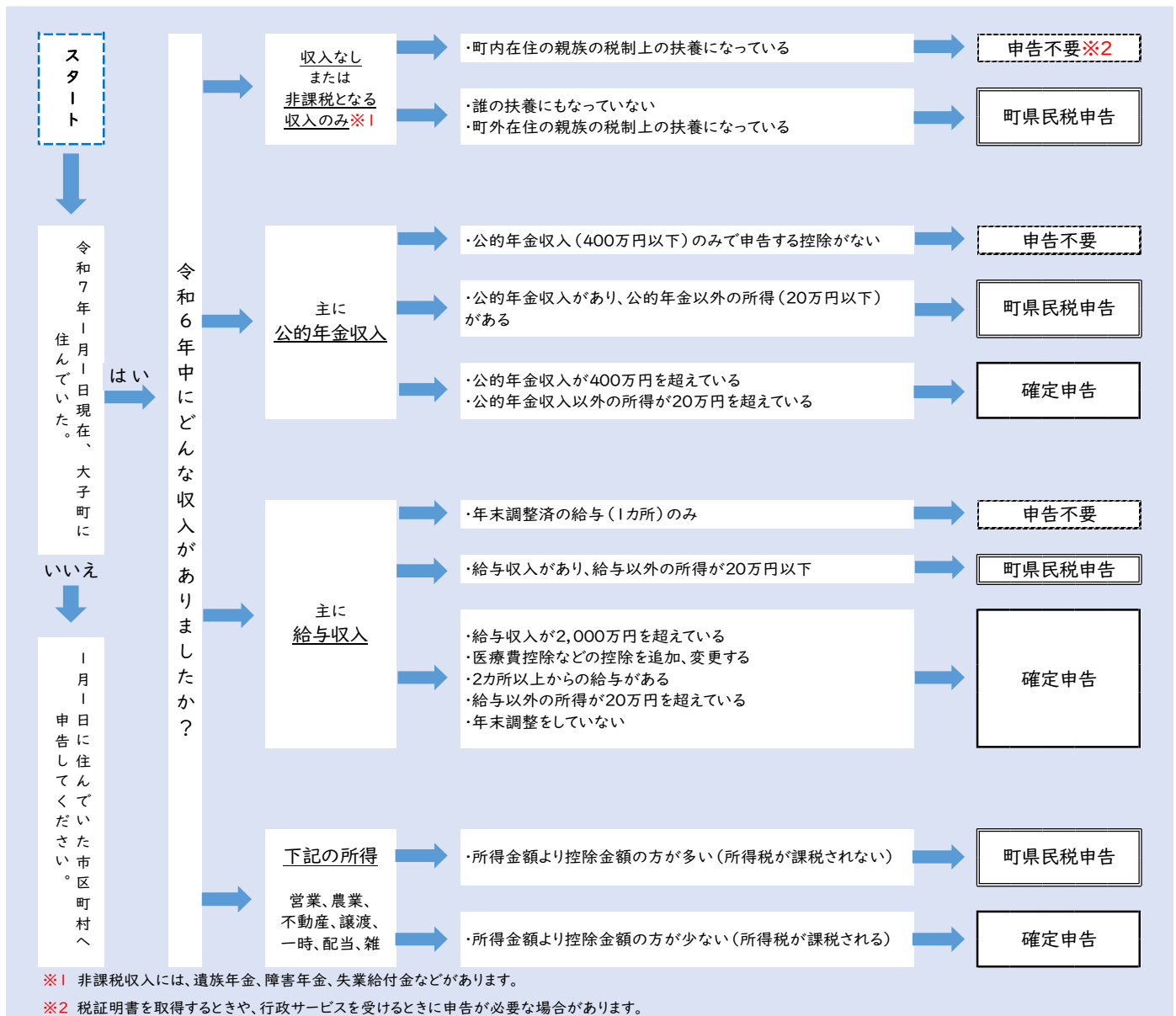
※各施設の閉館、閉庁日にご注意ください。

大子町役場 税務課 町税担当 TEL 0295-72-1116(直通)

☎319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地

申告は必要？申告フローチャート

一般的な例を基に、申告が必要かどうか、確定申告か町県民税申告かを簡易的に判断できます。
※確定申告書を提出する場合は町県民税申告書を提出する必要はありません。



- (1) 収入の種類を問わず、下記に該当する方は**税務署で確定申告**する必要があります。
- ・消費税、贈与税、相続税の申告が必要な方・青色申告の方・住宅借入金等特別控除(初年度)等の住宅関連の控除
 - ・外国税額控除の申告 ※その他、申告内容により税務署へご案内する場合がありますので予めご了承ください。

申告に関するよくある質問

問：申告に必要な書類を紛失してしまったんですが？

答：第三者から交付される書類は申告時の確認が必要です。紛失した場合は次により取得してください。

- ・給与、年金の源泉徴収票：給与支払者(事業所等)、年金支払者(年金機構等)による再発行
- ・保険料控除証明書等：契約している保険会社等による再発行
- ・医療費の領収書、医療費通知書：治療を受けた病院等、保険機関等による再発行
- ・寄附金の領収書：寄附先の国や地方公共団体、その他の法人による再発行

問：確定申告と町県民税申告の違いは？

答：確定申告は所得税(国税)を納付したり、所得税の還付を受けたりするための申告で、税務署に対して行います。町県民税申告は1月1日に住民登録のある市区町村に対して前年の所得について申告するものです。申告の可否は上記フローチャートを参考にしてください。